

# 議題

## 資料1

# 事業活動温暖化対策計画書制度の見直し ～新たな評価制度及び支援策等について～

2023年9月5日

神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室

# 1 はじめに

---

# 前回までの振り返り①（見直しの方向性）

- 事業活動温暖化対策計画書制度（以下「計画書制度」という。）の課題解決に向けた見直しの方向性について御提示し、概ね御了承をいただいた。

	課 題	見直しの方向性
大規模事業者	削減目標の基準（望ましい水準）がない ／各事業者が自身の取組を評価できない	事業者の脱炭素の取組を評価して「見える化」
	事業者への動機付けが不十分	評価結果と連動した支援等による取組意欲の向上
中小規模事業者	中小規模事業者等から制度が活用されていない	中小規模事業者等への支援の充実による計画策定促進
共通	事務負担が重い	DX化・書類簡素化の推進による事務負担の軽減

※排出量取引制度（キャップ&トレード）は、現時点では国の動向を注視することとし、今後の検討課題とする。2

# 前回までの振り返り②（新たな評価制度及び支援策）

- 見直しの方向性を踏まえた「評価制度」及び「支援策」（インセンティブ）の大まかなイメージを御提示し、御意見を伺った。

## 主な御意見

### 評価制度

- 年度単位での突発的な変化を上手く吸収して評価できるような配慮が必要
- 中期的な取組（大規模設備更新等）を予定する事業者への配慮も重要
- 金融機関が評価結果を活用する場合、項目別評価のほうが活用し易いのでは。
- イノベーションの取組は、ある程度柔軟な評価が必要。なお、全国規模の事業者の場合、他県の事業所の取組を記載すべきか判断に悩む場面があると想定

### 支援策等

- 計画書等を任意提出した中小規模事業者等を認証する取組は是非進めるべき
- 中小規模事業者等の計画書制度の活用促進に関して、大企業からの働きかけなど、経営者への意識付けができるような施策が必要では。
- 優良事業者のインタビュー記事の県HPへの掲載など、事業者自身が積極的に情報発信できるような施策があると良いのでは。

## 本日の御議論①

- 第2～4回部会にて、計画書制度の見直しに関する基本事項を御議論いただき、取りまとめの上、環境審議会に報告
- 本日は、第1回部会の御意見等を踏まえ、事務局にて検討した計画書制度の見直し「素案」について御議論いただきたい。
- 本日、特に御議論いただきたい項目は、次のスライドの赤枠3項目

# 本日の御議論②（論点となる基本事項）

項目	論点となる基本事項 (部会取りまとめ後、環境審議会での答申を想定)	部会での御議論	答申後の検討事項 (庁内検討)
全般	● 計画書制度の見直しの方向性	● 第1回にて御議論済	
	● 計画期間	● 今回、御確認	
	● 提出書類	● 今回、御確認	
評価制度	● 評価対象事業者	● 今回、御確認	
	● <b>評価周期</b>	➤ <b>今回、特に御議論</b>	
	● 評価軸・評価項目(大分類)	● 今回、御確認	● 項目の詳細
	● 評価基準・配点(基本的な考え方)	● 今回、御確認	● 基準等の詳細
	● <b>評価のアウトプット(基本的な考え方)</b>	➤ <b>今回、特に御議論</b>	● アウトプットの詳細
	● 評価結果の公表(基本的な考え方)	● 今回、御確認	● 公表方法の詳細
	● <b>評価対象区域</b>	➤ <b>今回、特に御議論</b>	
支援策	● 特定大規模事業者に対する支援策(基本的な考え方)	● 今回、御確認	● 支援策等の詳細
	● 中小規模事業者等の計画策定促進策(基本的な考え方)	● 今回、御確認	● 促進策の詳細

# 今後のスケジュール

		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
本部会	【新たな評価・支援制度の検討】	第1回 7/28 (金)		第2回 9/5 (火)		第3回 11/27 (月)		第4回 1/30 (火)		
	① 見直しの方向性の確認	●								
	② 見直しの基本事項の検討 (評価制度、支援策等)	●	●	●	●	●	●	●		
環境審	【条例改正に係る方向性の審議】		第77回 8/29 (火) 諮問				第78回 12/〇(〇) 審議			第79回 3/〇(〇) 答申案 審議
その他	事業者ヒアリング									

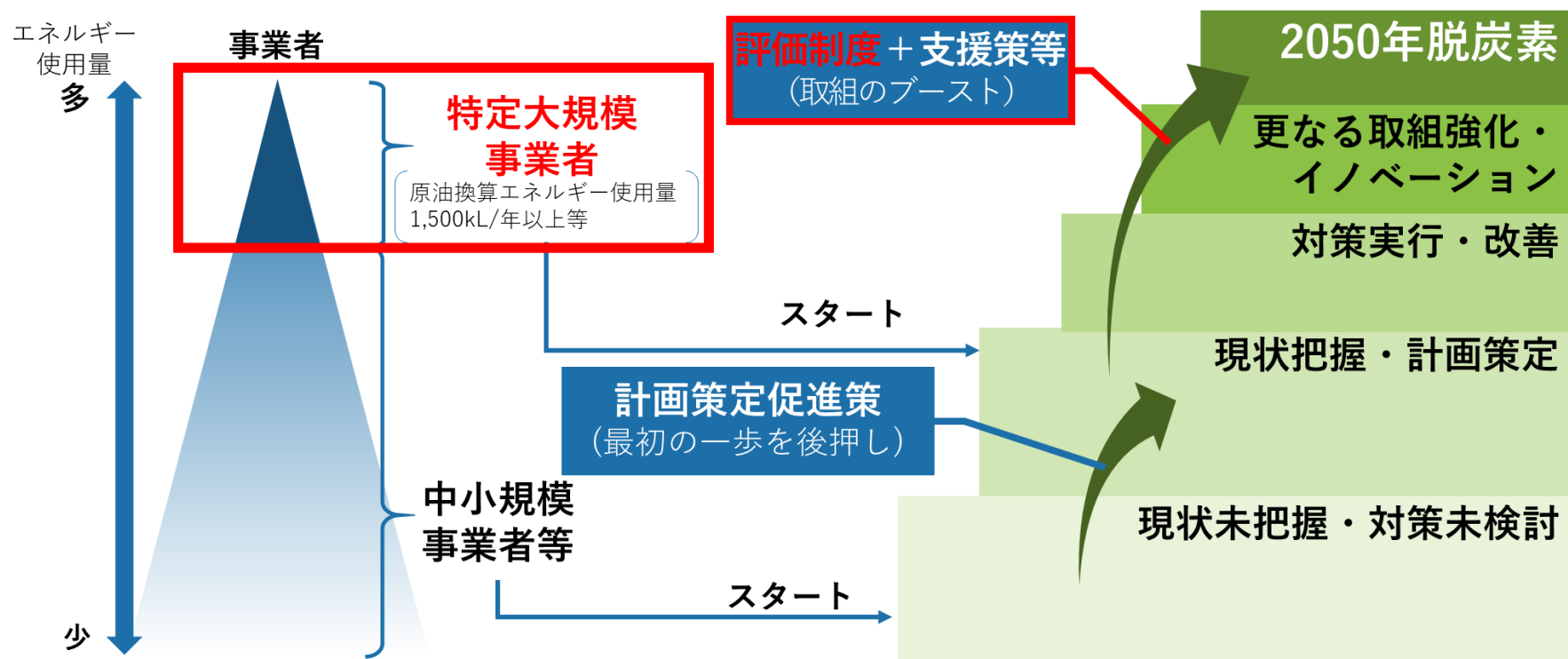
## 2 新たな評価制度（第2回部会案）

---



# 新たな評価制度の全体像

- 県全体の温室効果ガス削減目標「2030年度▲50%」（2013年度比）、「2050年脱炭素」の達成に向けた「取組の水準」を設定し、事業者の取組を評価（見える化）
- 事業者自身の現在地把握・第三者（金融機関等）からの把握を容易にするほか、評価結果に応じたインセンティブ等を設定し、取組意欲の更なる向上を促進



# 現行の計画書制度の改善①：計画期間

## ➤ 「計画期間」を「3～5年間の任意選択制」から「3年間固定制」へ

- ※ 第1期：2025～2027年度、第2期：2028～2030年度、第3期：2031～…
- ※ **2027年度までに全事業者が計画を一旦終了するよう移行期間を設定し、2028年度から完全移行**  
(2024年度更新者は最長4年、2025年度更新者は3年、2026年度更新者は2年…など)
- ※ **2025年度以降の計画更新者等から評価制度を順次適用**

	事務局案 (横浜市、川崎市、長野県等と同様)	対案 (大阪府と同様)
計画期間	3年間	2030年度までの中期計画
メリット	<ul style="list-style-type: none"><li>横浜市・川崎市の運用（3年間固定）と整合し、連携した施策展開が可能</li><li>母数一定で施策効果の正確な集計・分析が可能</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>県温対計画の目標年度と整合</li><li>事業者の計画書作成頻度の軽減</li></ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"><li>現行の計画書制度における4～5年計画の事業者（約230者）の計画書作成頻度の増加</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>横浜市・川崎市との違いによる事業者の混乱への配慮が必要</li></ul>

# 現行の計画書制度の改善②：提出書類

## ➤ 「提出書類」を統廃合するとともに、内容を極力簡素化

- ※ 統廃合：計画書、排出状況報告書、結果報告書（3種類）⇒ 計画書兼実績報告書（1種類）
  - ※ 簡素化：自由記載欄は極力廃止、定性的な記載箇所はチェックリスト（選択式）化 など
- （様式の詳細は、環境審議会答申後に庁内で詳細検討。横浜市・川崎市とも適宜調整予定。）

現行様式  
(提出時期)

計画書  
(計画の初年度)

排出状況報告書  
(2年度目～計画最終年度)

結果報告書  
(計画最終年度の翌年度)

主な  
記載内容

- CO<sub>2</sub>削減に向けた基本方針
- CO<sub>2</sub>排出量削減目標  
(任意の数値を設定)
- 目標達成のための具体的な対策 など

- 前年度のCO<sub>2</sub>排出量
- CO<sub>2</sub>排出量の増減理由
- 前年度に実施した主な削減対策

- 計画期間中の各年度のCO<sub>2</sub>排出量
- 削減目標の達成状況、達成・非達成の要因等
- 計画していた削減対策の実施状況 など

※ ■：自由記載欄 or 定性的な記載箇所

# 新たな評価制度①：評価対象事業者

## ▶ 現行の計画書制度の全事業者※が評価対象

※ 特定大規模事業者 + 中小規模事業者等

大分類	中分類	要件	事業者数 (2022年度末)
特定大規模事業者	第1号該当事業者	工場等の原油換算エネルギー使用量が1,500kL/年以上	455者
	第2号該当事業者	連鎖化事業に係る工場等の原油換算エネルギー使用量が1,500kL/年以上（フランチャイズチェーン等）	16者
	第3号該当事業者	県内に使用の本拠を有する自動車が100台以上	73者
	合計（重複含む）		544者
	合計（重複除く）		513者
中小規模事業者等		特定大規模事業者以外の事業者	1者

なお、第1号及び第2号の使用量換算対象については、省エネ法改正を反映する（化石由来のみ⇒非化石由来含めたエネルギー使用量全体で判定）

# 新たな評価制度②：評価周期

## ▶ 「実績」を「毎年度」評価

- ※ 計画のみでの評価は行わない。ただし、高い目標等については、実績評価時に加点も検討
- ※ 温室効果ガス排出量等の定量評価項目は、直近複数年の移動平均で評価
- ※ 事業者が速やかに2025年度から評価を受けることができるよう配慮  
 (現行の計画書制度が適用中で評価を希望する事業者についても対応を検討 など)

	事務局案 (省エネ法、岐阜県と同様)	対案 (横浜市、川崎市、東京都等と同様)
評価周期	毎年度	計画期間ごと (例：3年に1回)
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 計画期間中の過程も評価可能</li> <li>• 表彰等のインセンティブとの連携が比較的容易</li> <li>• 県温対計画の進捗管理と整合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業者の計画期間と整合</li> <li>• 横浜市・川崎市の運用と整合</li> <li>• 短期的変化に影響されにくい</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 横浜市・川崎市の運用との違い</li> <li>• 経済状況等の短期的変化の影響への配慮が必要</li> <li>• 評価が毎年度変わり金融機関が活用し難い恐れ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2030年度までの評価機会が少ない</li> <li>• 計画期間中の過程の評価が難しい</li> <li>• 表彰等との連携が比較的困難</li> </ul>

# (参考) 評価周期のイメージ

評価制度開始

★：評価（実績年度の翌年度に実施）

例	評価周期	計画更新年度	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2030年までの評価回数
1	毎年度	2025年度	第0期		第1期	★	★	★	★	★	5回 (最多)
2	毎年度	2028年度	第0期	第0期	第0期	第0期	第0期	第1期	★	★	2回 (最少)
3	計画期間ごと	2025年度	第0期	第1期	第1期	第1期	第2期	★			1回 (最多)
4	計画期間ごと	2028年度	第0期	第0期	第0期	第0期	第1期				0回 (最少)

※ 2025年度以降の計画更新者は計画期間が3年固定。例2、例4は第0期が5年計画の想定

# 新たな評価制度③：評価軸・評価項目（大分類）

➤ 県地球温暖化対策計画の目標（2030年度▲50%・2050年脱炭素）に整合した、中・長期的な評価軸・評価項目を設定

※ 特定大規模事業者は、評価項目ごとの対象事業者区分（第1～3号）を設定

※ 中小規模事業者は、評価項目を限定（事務負担を考慮。希望があれば全項目評価も可）

## 2030年度までの中期的な目標の達成につながる評価項目

### 評価軸 1

- ①温室効果ガス排出量の削減
- ②省エネ
- ③再エネ化・電化
- ④自動車

### 評価軸 2

## 2050年脱炭素社会の実現につながる評価項目

- ⑤中長期目標、イノベーション等

# (参考) 評価軸・評価項目のイメージ

		答申後検討 (あくまでイメージ) ※			
		★：必須項目、☆：任意項目			
	評価項目 (大分類)	評価項目 (中分類)	大規模 (第1・2号)	大規模 (第3号)	中小規模
評価軸1	①温室効果ガス排出量の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 直近3年間の温室効果ガス排出量削減率 (調整前・調整後)</li> <li>□ 2013年度からの温室効果ガス排出量削減率 (調整前・調整後)</li> </ul>	★	★	★
	②省エネ	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ エネルギー消費原単位削減率</li> </ul>	★		☆
	③再エネ化・電化	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 再エネ電力使用割合</li> <li>□ 契約電力の低CO<sub>2</sub>排出係数化</li> <li>□ 使用エネルギーの電化率</li> </ul>	★		☆
	④自動車	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 燃費の改善</li> <li>□ 次世代自動車(EV、FCV)の導入割合</li> </ul>		★	☆
評価軸2	⑤中長期目標・イノベーション等	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 脱炭素化に向けた中長期的な削減目標</li> <li>□ SBT、RE100等のイニシアチブ加盟</li> <li>□ イノベーションの取組 (グループの取組を含む) など</li> </ul>	★	★	☆

※ 評価項目 (中分類) から右側の事項は、環境審議会答申後に庁内で詳細検討。横浜市・川崎市とも適宜調整予定。15



# 新たな評価制度④：評価基準・配点（基本的な考え方）

## ➤ 評価項目ごとに評価基準を設定し、取組実績に応じて傾斜配点

- ※ 定量的に評価可能な項目では、県地球温暖化対策計画の目標値等と整合した年度ごとの評価基準（望ましい水準）を設定
- ※ 事業者の正確な現在地把握や取組意欲向上を図るため、「絶対評価」で採点

### <例> 評価項目「温室効果ガス排出の削減」の傾斜配点のイメージ

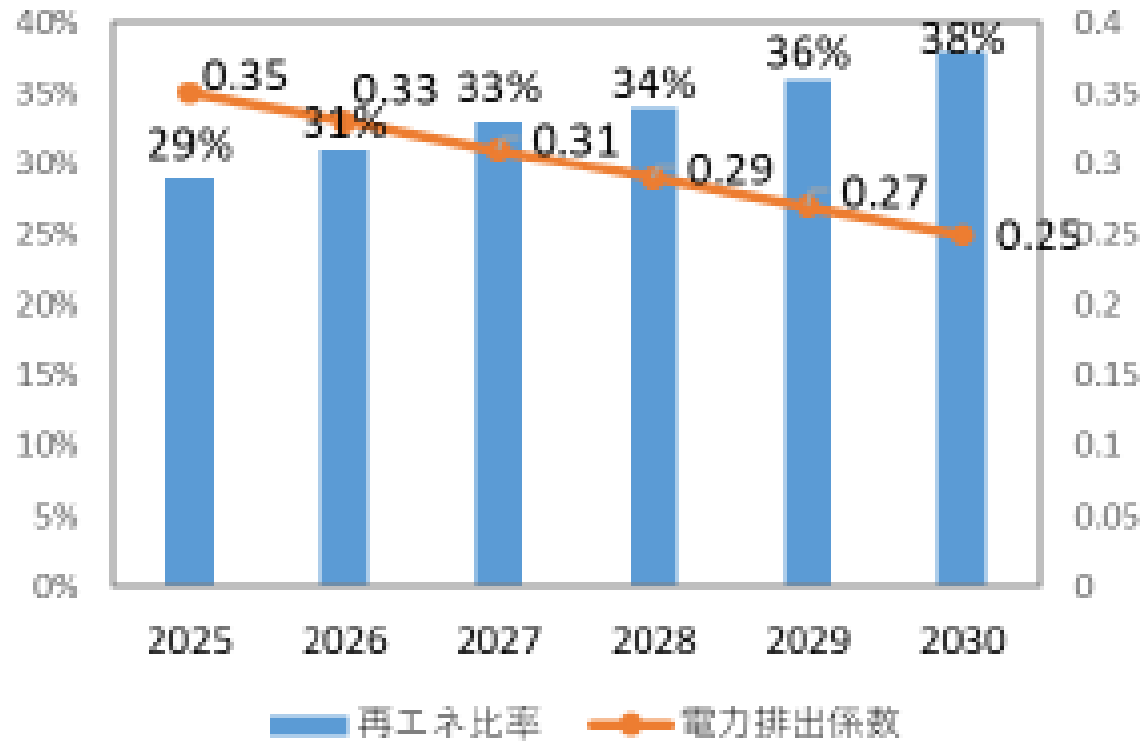
	産業	業務	運輸	配点	
県温対計画の温室効果ガス削減目標	▲ 5 7 %	▲ 6 6 %	▲ 2 4 %		
<b>評価基準（望ましい年度ごとの削減率）</b>	▲ 4 % / 年	▲ 6 % / 年	▲ 2 % / 年		
実績	評価基準の100%以上削減	▲ 4 % / 年	▲ 6 % / 年	▲ 2.0% / 年	5点
	評価基準の 80%以上削減	▲ 3.2% / 年	▲ 4.8% / 年	▲ 1.6% / 年	4点
	評価基準の 60%以上削減	▲ 2.4% / 年	▲ 3.6% / 年	▲ 1.2% / 年	3点
	評価基準の 40%以上削減	▲ 1.6% / 年	▲ 2.4% / 年	▲ 0.8% / 年	2点
	評価基準の 20%以上削減	▲ 0.4% / 年	▲ 1.2% / 年	▲ 0.4% / 年	1点

※ 評価基準の値及び傾斜配点区分は仮定の数値（環境審議会答申後に庁内で詳細検討）

# (参考) 評価基準のイメージ

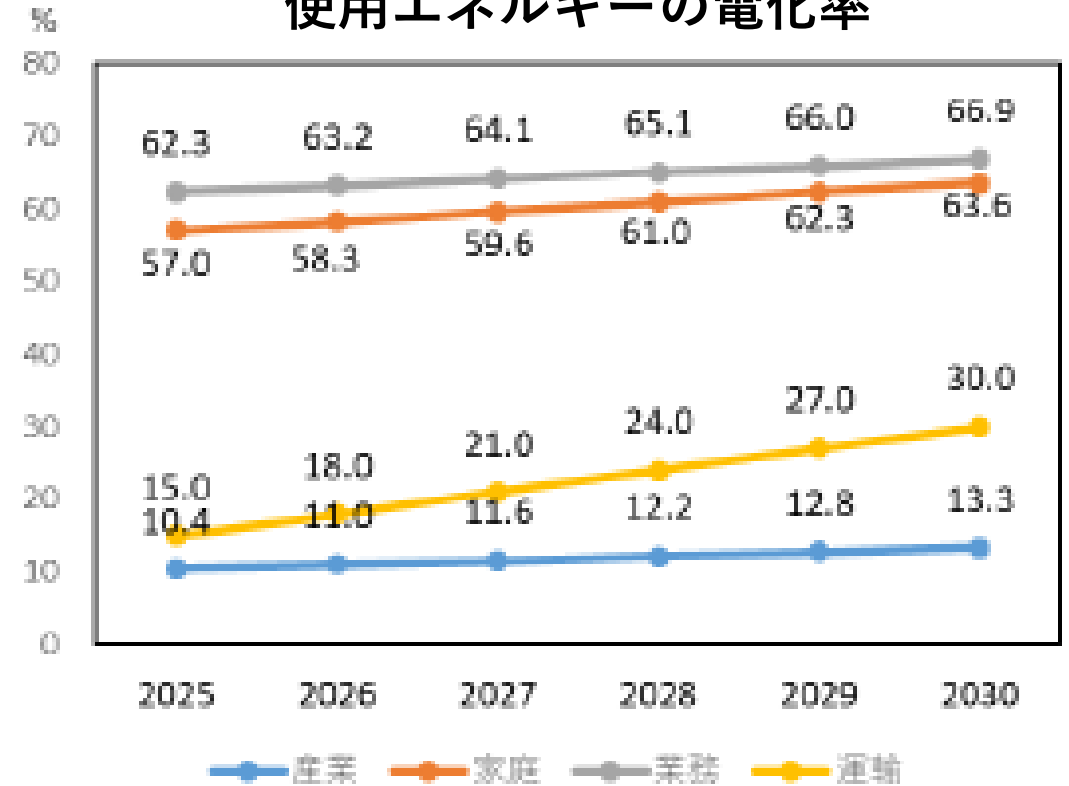
<評価基準イメージ> ※ 削減水準の値は仮定の数値（環境審議会答申後に庁内で詳細検討）

### 再エネ電源使用割合及びCO<sub>2</sub>排出係数



※出典：再エネ比率…「第6次エネルギー基本計画の概要」（資源エネルギー庁）、CO<sub>2</sub>排出係数：「地球温暖化対策計画」（環境省）から(株)NTTデータ経営研究所作成

### 使用エネルギーの電化率



※出典：「AIMを用いた2050年脱炭素社会の定量化詳細版」（国立環境研究所）が示す2050年電化率を基に(株)NTTデータ経営研究所作成

# 新たな評価制度⑤：評価のアウトプット（基本的な考え方）

➤ **評価項目別の採点結果を基に、「4段階（A～D）」で「総合評価」**

➤ **評価項目別の採点結果も併せて提供**

※ 評価結果は、有識者等への意見聴取後、確定

※ 中間2段階がボリュームゾーンの想定。制度運用後、最上位層又は最下位層が多くなるなどした場合は、将来的に5段階への拡張を想定（総合評価採用自治体の多くは、5段階を採用）

	事務局案	対案1 (省エネ法、長野県等と同様)	対案2 (横浜市、川崎市と同様)
公表方法	総合評価 かつ 項目別評価	総合評価 (1事業者1評価)	項目別評価 (1事業者複数評価)
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅広い層で評価結果を活用可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価結果が単純で分かりやすい</li> <li>第三者が評価結果を活用しやすい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価項目間の重み付けが不要</li> <li>事業者の実態に近い評価</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価結果が比較的複雑</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価項目間の重み付けのバランスによって不公平が生じる恐れ</li> <li>項目ごとの評価が分からない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価結果が複雑で分かり難い</li> <li>第三者が評価結果を活用し難い</li> </ul>

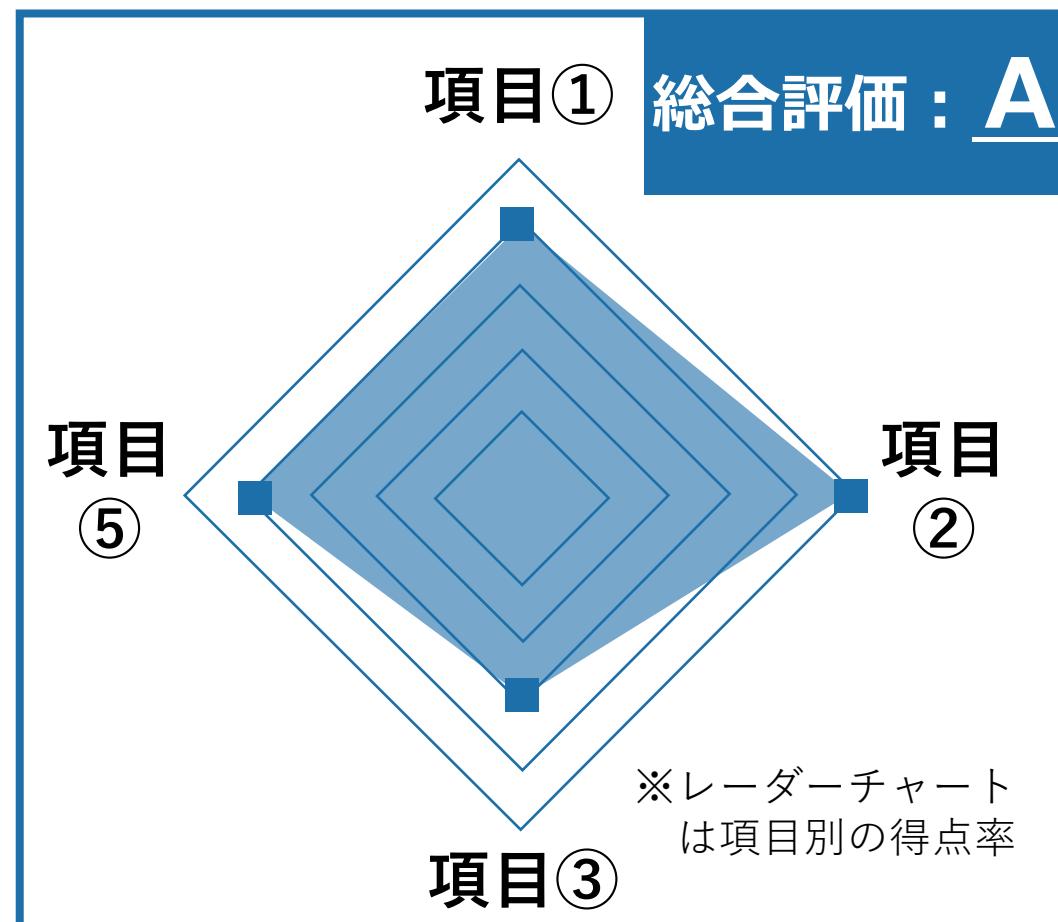
# (参考) 評価のアウトプットのイメージ

## 採点結果 (第1号事業者の例)

評価軸	評価項目 (大分類)	配点 (満点) ※イメージ	採点結果
1	①温室効果ガス排出量の削減	60点	50点
	②省エネ	20点	20点
	③再エネ化・電化	10点	6点
	④自動車	(20点)	—
2	⑤中長期目標・イノベーション等	10点	8点
合計		100点	80点

※採点結果の合計の得点率が 80%以上：A、  
60%以上：B、40%以上：C、40%未満：D

## 評価結果 (アウトプット)



※アウトプット方法の詳細は、  
環境審議会答申後に庁内で詳細検討

# 新たな評価制度⑥：評価結果の公表（基本的な考え方）

- 事業者ごとの評価結果は、県HPで公開
- 低評価者は、経過措置を設けた上で原則公開

- ※ 公開に当たっては、事業者に「弁明の機会」を付与。弁明があった場合、有識者等へ再度意見を聴取の上、公表の是非等を判断
- ※ 経過措置は、例えば、3回連続最低評価の場合など（環境審議会答申後に庁内で詳細検討）



事業者名	2025	2026	2027	...
●●株式会社	A	A	A	...
▲▲株式会社	B	B	B	...
◆◆株式会社	—	C	B	...
■ ■株式会社	—	B	A	...

見える化



# 新たな評価制度⑦：評価対象区域

## ➤ 原則、横浜市・川崎市域を除く「県域」の取組を評価

※ 県内のCO<sub>2</sub>排出量の割合として、横浜市・川崎市域の方が著しく多く、全県での取組を評価することが合理的である場合など、事業者からの希望があれば「全県」での評価も可  
 (この場合、事業者は、評価項目に関する横浜市・川崎市域の情報も追加で報告が必要)

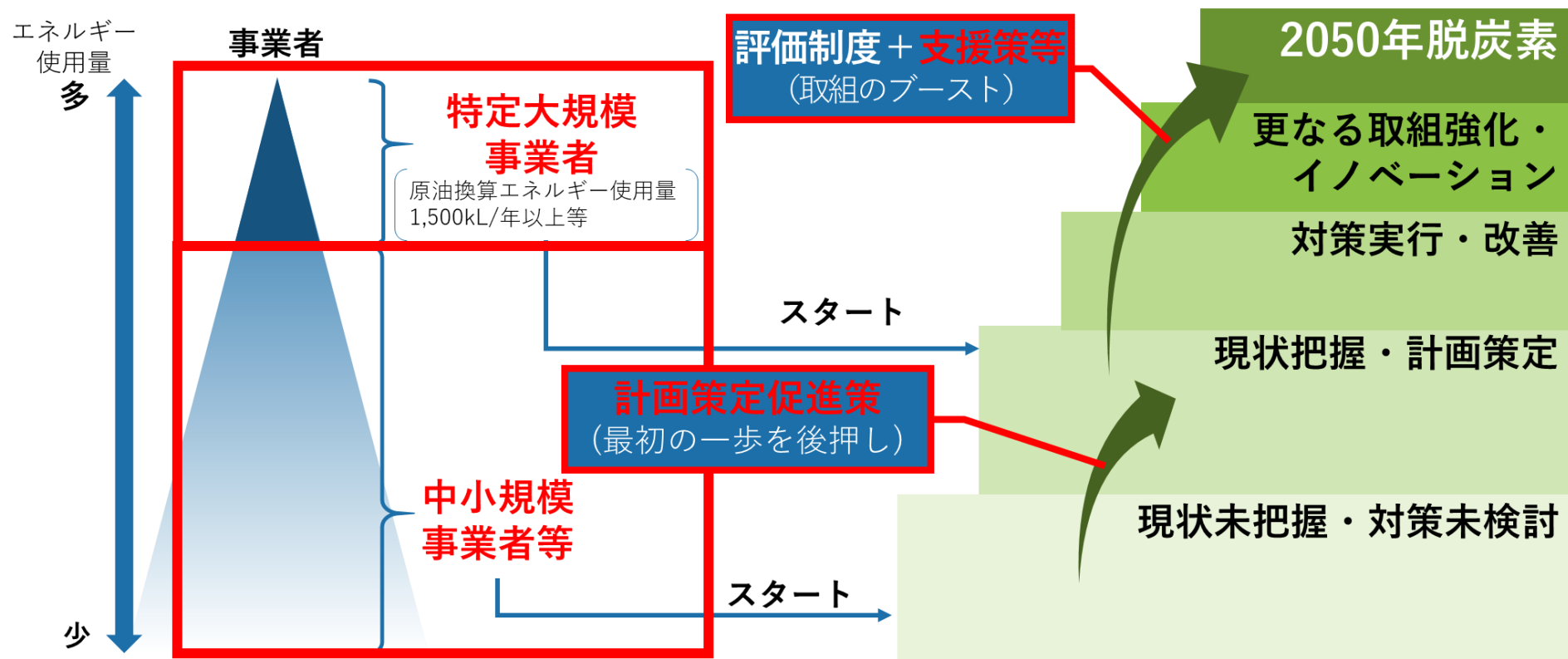
	事務局案 (現行制度の運用と同様)	対案1 (京都府と同様)	対案2 (愛知県と同様)
対象区域	原則、 <b>県域</b>	全県のみ	県域のみ ※大規模事業者の該当性も県域の規模で判定
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者の実態に沿った評価が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>正確な集計・分析が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模事業者の該当性判断が比較的容易</li> <li>正確な集計・分析が可能</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価区域が混在し、正確な集計・分析が困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>横浜市・川崎市との二重行政の発生 (事業者負担の増加)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同規模の事業者であっても工場等の配置によって大規模事業者の該当性が変わる</li> </ul>

### 3 計画書制度の実効性を担保する支援策 (第2回部会案)

---

# 事業者の取組支援策の全体像

- 特定大規模事業者向けには、評価制度の評価結果と連動した取組支援策を提供
- 中小規模事業者等向けには、「脱炭素化の最初の一歩」（削減計画の策定等）を踏み出してもらうため、評価制度への参加を促す施策を提供





# 特定大規模事業者に対する支援策等（基本的な考え方）

- 高評価事業者には、インセンティブの付与
- 平均的な事業者には、評価向上に向けた課題別支援の提供
- 低評価事業者には、ボトムアップに向けた指導・助言の提供

## 基本的な考え方

## 具体例（イメージ）※

高評価  
事業者

インセンティブの付与

- 表彰（かながわ地球環境賞）
- 県HPでの周知（評価結果、インタビュー記事等）
- 事業者向けセミナー等での事例紹介
- 金融機関等と連携した金融商品の提供 など

平均的な  
事業者

評価向上に向けた  
課題別支援の提供

- 課題別セミナーの開催
- 課題別支援情報のメール配信 など

低評価  
事業者

ボトムアップに向けた  
指導・支援の提供

- 事業所への立入調査による指導・助言の徹底（事業者の現状に沿った削減対策の提案）など

※ 具体的な支援策等は環境審議会答申後に庁内で詳細検討

# 中小規模事業者等の計画策定促進策等（基本的な考え方）

➤ 事業者の現状に応じた施策を提供し、計画策定等を誘導

STEP  
1

## 普及啓発

### 【主なターゲット】

- ・課題認識がない
- ・課題認識はあるが情報が不足

### 【施策例】

- ・ワンストップ相談窓口
- ・プッシュ型広報
- ・脱炭素セミナー など

STEP  
2

## 現状把握支援

### 【主なターゲット】

- ・CO<sub>2</sub>算定方法や削減方法が分からない

### 【施策例】

- ・CO<sub>2</sub>見える化支援
- ・省エネ診断 など

STEP  
3

## 計画策定促進

### 【主なターゲット】

- ・計画的な取組が必要
- ・脱炭素の取組をPRしたい

### 【施策例】

- ・任意提出様式の簡素化
- ・任意提出者の認証等 など

STEP  
4

## 対策実行支援

### 【主なターゲット】

- ・設備投資資金が不足

### 【施策例】

- ・設備導入補助金
- ・低利融資（県制度） など

※ 具体的な促進策は環境審議会答申後に庁内で詳細検討

✓ 本日の審議事項は、以上です。